

振の法發  
替條律行  
法項及の  
の適び根  
抛

十 十 三 二	十 十 一	九 八	七 六	五	四	
の 経 利	発	振 額 最	払	方 募	発	用 等
払 過	發 替	低 額	込 行	法 入	行	
込 利	行 単	額 面	金 行	決 定	方	
み 子 率	価 格	位 日	金 額	の 額	法	

り 払 募 ( )  
算 込 入 別  
出 金 決 表  
し 額 定 の  
た に の と  
金 加 通 お  
額 え 知 り  
を 、 を )  
払 次 受  
込 の け  
期 算 た  
日 式 者  
に に は  
払 よ 、

出 百 発 平 す 額 の 振  
し 円 行 成 る の 記 替  
た に 対 二 。 整 載 法  
金 つ 象 十 数 又 の  
額 き 国 八 倍 は 規  
、 債 年 の 記 定  
次 ご 二 金 錄 に  
の と 月 額 は よ  
算 に 十 に 、 る  
式 、 六 よ 最 振  
に 額 日 る 低 替  
よ 面 も 額 口  
り 金 の 面 座  
算 額 と 金 簿

五 円 五 額 割 さ 各 札 じ る 利 振 の 律 ( 平 成 十 三 年 法 律 第 七 十 五 号 )  
万 千 内 面 り い 申 に 。 数 利 回 替 適 下 「 振 替 法 」 と い う 。 ) の 規 定  
円 五 訳 金 当 も 込 よ を 値 回 り 機 関 を 受け  
百 へ 額 て のみ 競 を り 格 関 を 受け  
九 別 で る か の 発 争 い に 差 は 日  
億 表 四 。 ら う 行 に う 応 へ 日  
九 の 千 そ ち 付 。 募 第 本 も の と し 、  
千 と 九 の 利 し 次 し 十 銀 も の と し 、  
九 お 百 応 回 行 に 者 号 と し 、  
百 里 九 募 り 行 に が に す 、  
三 一 十 額 格 わ お が に す 、  
万 六 を 差 れ い 加 規 る  
八 億 順 の 算 定 。 そ  
千 円 次 小 入 同 す す の 定

$$\frac{1}{100} \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{\text{表面利率} \times \text{残存年数}} \right) \times \text{残存年数}$$

二十一十八  
二十十九十八

十 十 十  
七 六 五

十四

払者入払元 利象各準入償償  
込札場利 回国発と札還還  
期参所金 り債行すの金期  
日加支 の対る基額限

利子

（別表のとおり）  
額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2  
財務大臣から通知を受けた者  
平成二十八年二月十六日  
日本銀行が発表した公社債店頭売買業  
協会が発表した公社債店頭売買業  
額面金額百円につき百円  
銘柄毎の基準利回は、平成二十一年二月十二日付で日本証券業  
参考統計値表に掲載された平均利回り（平成二十九時以降の当該正規の単利回り）  
日本銀行の単利回り（平成二十九時以前に訂正された平均利回り）  
日本銀行が発表した公社債店頭売買業  
協会が発表した公社債店頭売買業  
額面金額百円につき百円  
銘柄毎の基準利回は、平成二十一年二月十二日付で日本証券業  
参考統計値表に掲載された平均利回り（平成二十九時以降の当該正規の単利回り）  
日本銀行の単利回り（平成二十九時以前に訂正された平均利回り）

(別表)

名称及び記号	利 率 (年)	償 還 期 限	発 額 面 行 金 額	回第十付 利 回 三 年 国 百 庫 二 債 十 券							
一 ・ ○ %	一 ・ ○ %	一 ・ ○ %	一 ・ ○ %	一 ・ ○ %	一 ・ ○ %	一 ・ ○ %	一 ・ ○ %	一 ・ ○ %	一 ・ ○ %	一 ・ ○ %	利 率 (年)
日年平 三成 月三 二十 十四	十年平 日十成 二三 月十 二三	十年平 日十成 二三 月十 二三	日年平 九成 月三 二十 十三	日年平 九成 月三 二十 十三	日年平 六成 月三 二十 十三	日年平 六成 月三 二十 十三	日年平 三成 月三 二十 十三	日年平 三成 月三 二十 十三	日年平 三成 月三 二十 十三	日年平 三成 月三 二十 十三	償 還 期 限
十 億 円	八 十七 億 円	億二 円百 五 十五	三 十八 億 円	八 億 円	億七 円百 八 十八	円三 百 十四 億	二 百 四 億 円	億三 円百 二 十七	億三 円百 二 十七	億三 円百 二 十七	発 額 面 行 金 額

六利 第十付 回三年国 百庫 三債 十券	二利 第十付 回三年国 百庫 三債 十券	一利 第十付 回三年国 百庫 三債 十券	一利 第十付 回三年国 百庫 二債 十券						
○ . 五 %	○ . 六 %	○ . 八 %	○ . 六 %	○ . 八 %	○ . 七 %	○ . 八 %	○ . 八 %	○ . 九 %	○ . 九 %
十年平 日十成 二三 月十 二六	十年平 日十成 二三 月十 二五	日年平 九成 月三 二十 十五	日年平 三成 月三 二十 十五	十年平 日十成 二三 月十 二四	十年平 日十成 二三 月十 二四	日年平 九成 月三 二十 十四	日年平 六成 月三 二十四	日年平 六成 月三 二十四	日年平 三成 月三 二十 十四
十六億 円	一億 円	五億 円	八十億 円	六百三 億円	四億 円	億二 円百 七十五	百二 億円	円百 七十六 億円	四十三 億円

利 第二付 八十国 十年庫 四 <sup>一</sup> 債 回券 )	利 第二付 七十国 十年庫 八 <sup>一</sup> 債 回券 )	利 第二付 七十国 十年庫 八 <sup>一</sup> 債 回券 )	利 第二付 六十国 十年庫 五 <sup>一</sup> 債 回券 )	利 第二付 六十国 十年庫 一 <sup>一</sup> 債 回券 )	利 第二付 六十国 十年庫 九 <sup>一</sup> 債 回券 )	利 第二付 五十国 十年庫 八 <sup>一</sup> 債 回券 )	利 第二付 五十国 十年庫 六 <sup>一</sup> 債 回券 )	利 第二付 五十国 十年庫 五 <sup>一</sup> 債 回券 )	利 第二付 五十国 十年庫 九 <sup>一</sup> 債 回券 )	利 第二付 四十国 十年庫 三 <sup>一</sup> 債 回券 )	利 七第十付 回三年國 百 <sup>一</sup> 庫 三十 券
二 · ○ %	一 · 九 %	二 · 四 %	一 · ○ %	一 · 四 %	一 · 七 %	一 · 九 %	二 · ○ %	二 · 一 %	二 · 一 %	○ · 三 %	
十年平 日十成 二三 月十 二七	日年平 六成 月三 二十 十七	日年平 六成 月三 二十 十六	十年平 日十成 二三 月十 二十五	日年平 三成 月三 二十 二五	十年平 日十成 二三 月十 二十四	十年平 日十成 二三 月十 二十四	日年平 九成 月三 二十 十四	日年平 六成 月三 二十四	一年平 日三成 月三 二十四	二年平 日三成 月三 二十四	十年平 日十成 二三 月十 二六
三十億 円	五十億 円	十六億 円	三億 円	四億 円	億三 円百 三十七	億四 円百 九十四	一億 円	二億 円	十三億 円	十二億 円	十六億 円

利 回第二付 百十国 二年庫 十債 八券	利 第二付 九十国 十年庫 九債 回券	利 第二付 九十国 十年庫 一債 回券	利 第二付 八十国 十年庫 九債 回券	利 第二付 八十国 十年庫 八債 回券	利 第二付 八十国 十年庫 七債 回券	利 第二付 八十国 十年庫 六債 回券
一 · 九 %	二 · 一 %	二 · 三 %	二 · 二 %	二 · 三 %	二 · 二 %	二 · 三 %
日年平 六成 月四 二十 十三	十年平 日十成 二三 月十 二九	日年平 九成 月三 二十 十八	日年平 六成 月三 二十 十八	日年平 六成 月三 二十 十八	日年平 三成 月三 二十 十八	日年平 三成 月三 二十 十八
五百億 円	十三億 円	十億 円	四十億 円	三十億 円	五十九億 円	三十億 円